

第2期北海道室蘭市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和6年3月1日現在における北海道室蘭市の行政区域とする。概ねの面積は8千ヘクタール程度である。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。

（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

室蘭市は、北海道南西部に位置し、北東部は登別市、北西部は伊達市に接しているほかは、太平洋と内浦湾に面しており、明治5年に開港した天然の良港「室蘭港」を擁する。また、北海道内では積雪量が少なく温暖な気候であるほか、比較的に風況が良い環境である。



【インフラの整備状況】

室蘭港は、国際拠点港湾（昭和40年指定。当時は特定重要港湾。）に指定されており、令和5年10月には青森県青森市との間にフェリー航路が15年ぶりに復活した。また、高規格幹線道路である北海道縦貫自動車道の活用により、人口約190万人を擁する北海道の中心都市・札幌市までは約2時間、新千歳空港まで約1時間半での移動が可能である。



なお、本市における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

【産業構造】

室蘭市は、室蘭港を中心として、100年以上にわたり製鐵、製鋼、造船等によって培われた高度な技術を有する企業の集積により発展し、令和3年の製造品出荷額は北海道内第3位（図5参照）で、鉄鋼業を中心とした、北海道の代表的な工業都市である。

近年では市内企業の新たな販路拡大のため、成長が見込まれる航空・宇宙産業分野において、技術集積による共同受注体制を構築すべく連携組織「室蘭航空宇宙産業ネットワーク（MAS-NET）」を発足するなど地域特性を活かした産業創出にも取り組んでいる。

全業種を俯瞰した付加価値額で見ても、北海道全体に比べて製造業の比率が高く、地域経済の中心として他産業に対する波及効果を産み出しているほか、域外収支黒字産業として重要な位置を占めている（図1、図2参照）。

また、市内には、国立大学法人室蘭工業大学（以下「室蘭工業大学」という。）が立地しており、ものづくり人材の養成はもとより、地域企業への技術シーズの提供や共同研究の実施など産学連携も展開している。

令和3年には、「ゼロカーボンシティ」を宣言し、港と産業を軸に2050年までの二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しており、とりわけ本市が長年推進してきた水素の利活用にあたっては、エネルギーの地産地消に向けた取組みを企業、大学、行政が一体となって進めている。

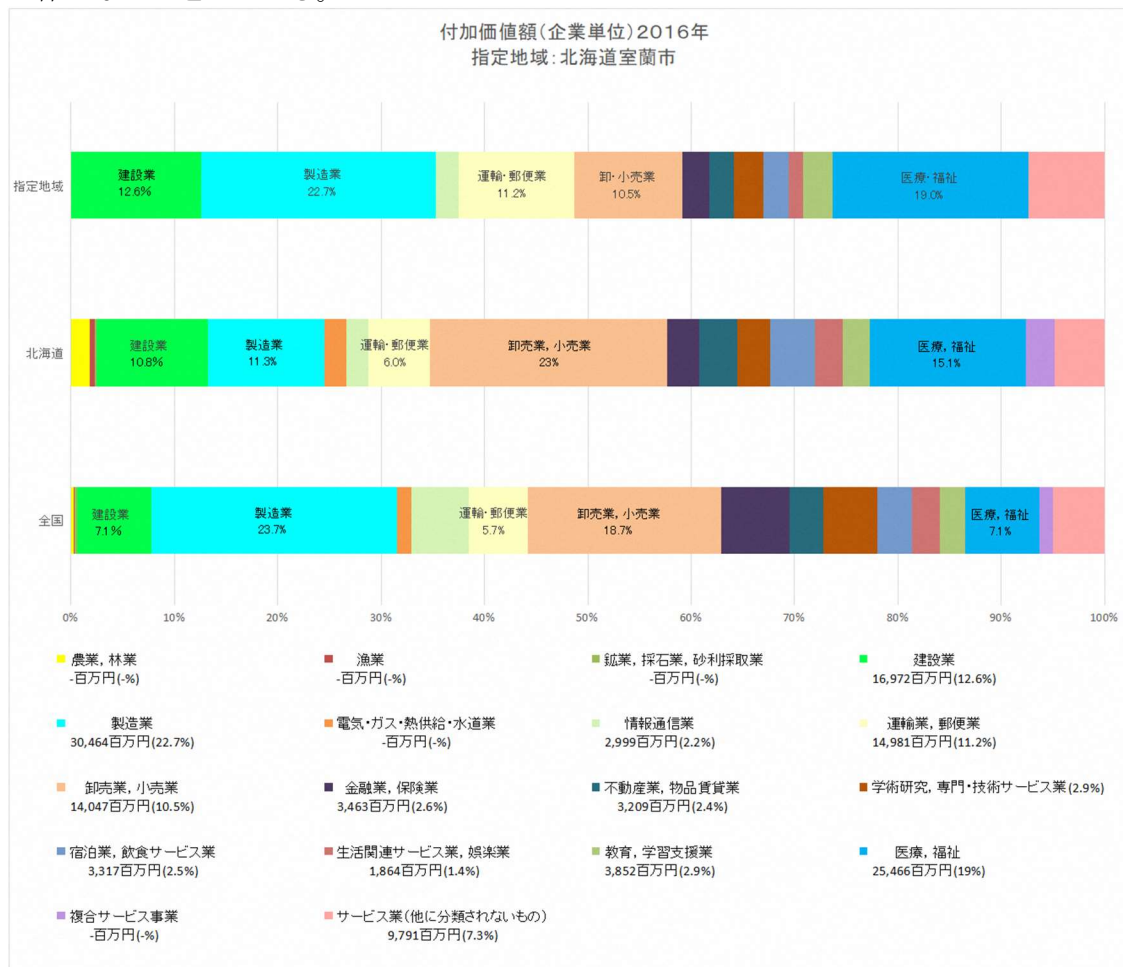


図1 産業別付加価値額構成（出典：地域経済分析システム）

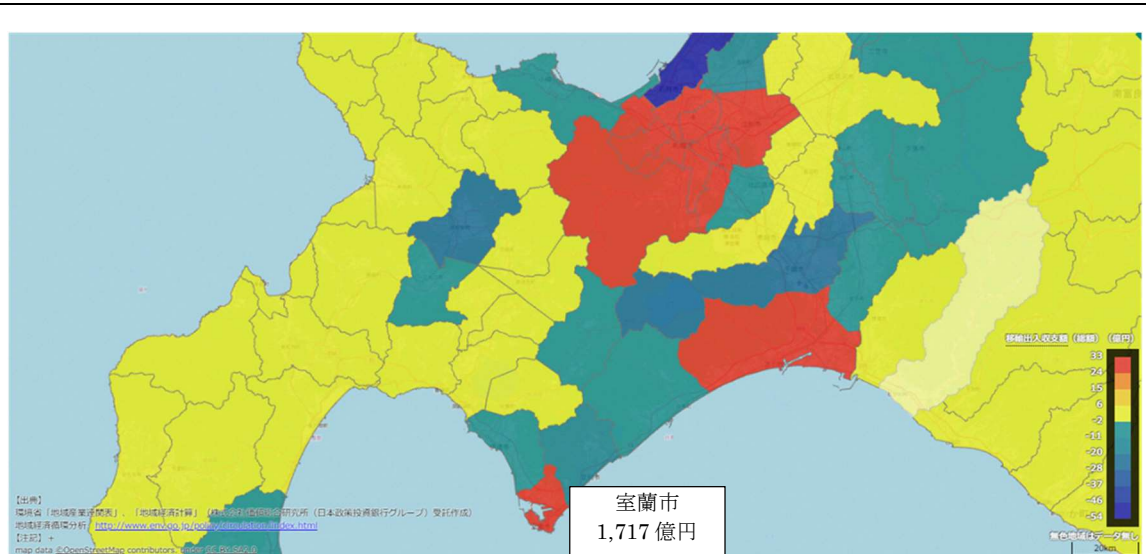


図2 室蘭市における第2次産業（鉄鋼業）移輸出入収支額（2018年）
（出典：地位経済分析システム）

【人口分布の状況】

室蘭市の人口は76,519人（令和5年12月末時点）であり、全体面積の2割程度となる市内東部に、人口の約5割が集中している。人口構成に占める生産年齢人口（15歳～64歳）は全体の52%、老年人口（65歳以上）は38%、年少人口（14歳以下）は9%となっている。

過去からの推移をみると、昭和45年の162,059人をピークに人口減少傾向が続いており（図3参照）、平成27年に策定した「室蘭市人口ビジョン」及び「第2期室蘭市総合戦略」に基づき人口減少抑制に関する各種施策を実施している。

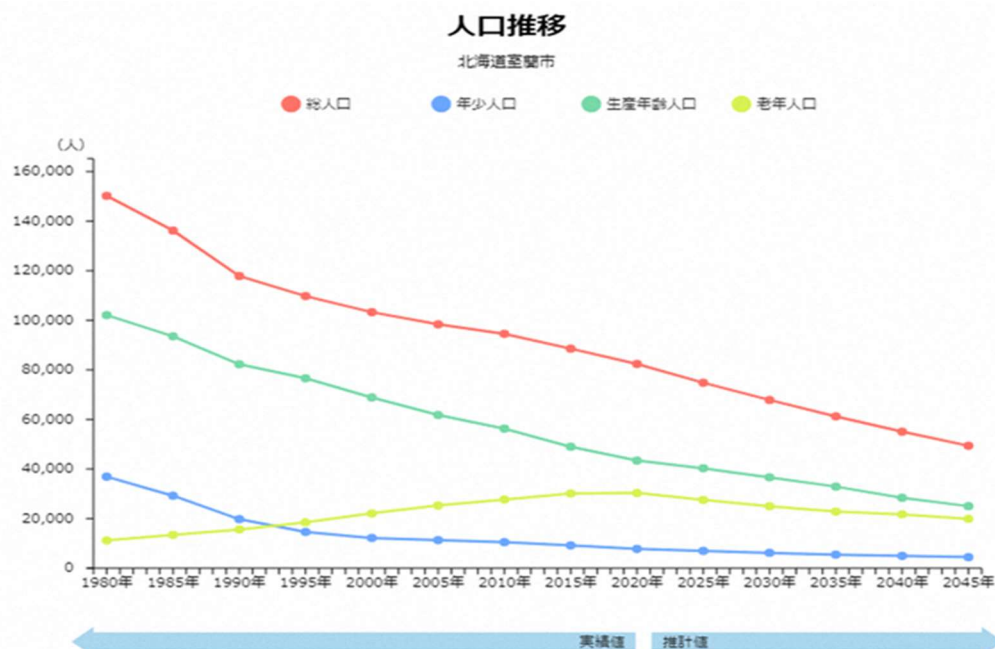


図3

【出典】

総務省「国政調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】

2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は雇用者数の約2割、売上高の約7割、付加価値額の約2割を占める製造業を中心とした経済構造となっている。臨港部には、日本製鋼所 M&E 株式会社や、日本製鉄株式会社北日本製鉄所など日本を代表する鉄鋼関連企業が立地しており、地域内には金属加工等の高度なものづくり基盤技術を有する中小企業群が集積している。これらの地域特性を踏まえ、地域経済の根幹を成す製造業を基盤として、前計画に引き続き成長性の高い航空・宇宙産業等の成長ものづくり分野、環境・エネルギー分野関連事業を促進することにより、地域における更なる付加価値創出を目指すとともに、DX・GXの概念を取り入れた新たな企業価値向上、労働生産性の向上と質の高い雇用創出を狙う。

また、製造業における質の高い雇用の創出が、卸売・小売、サービス業等の地域内の他産業にも高い経済波及効果をもたらすようになり、地域外から獲得した需要が地域内で好循環する状況を目指す。

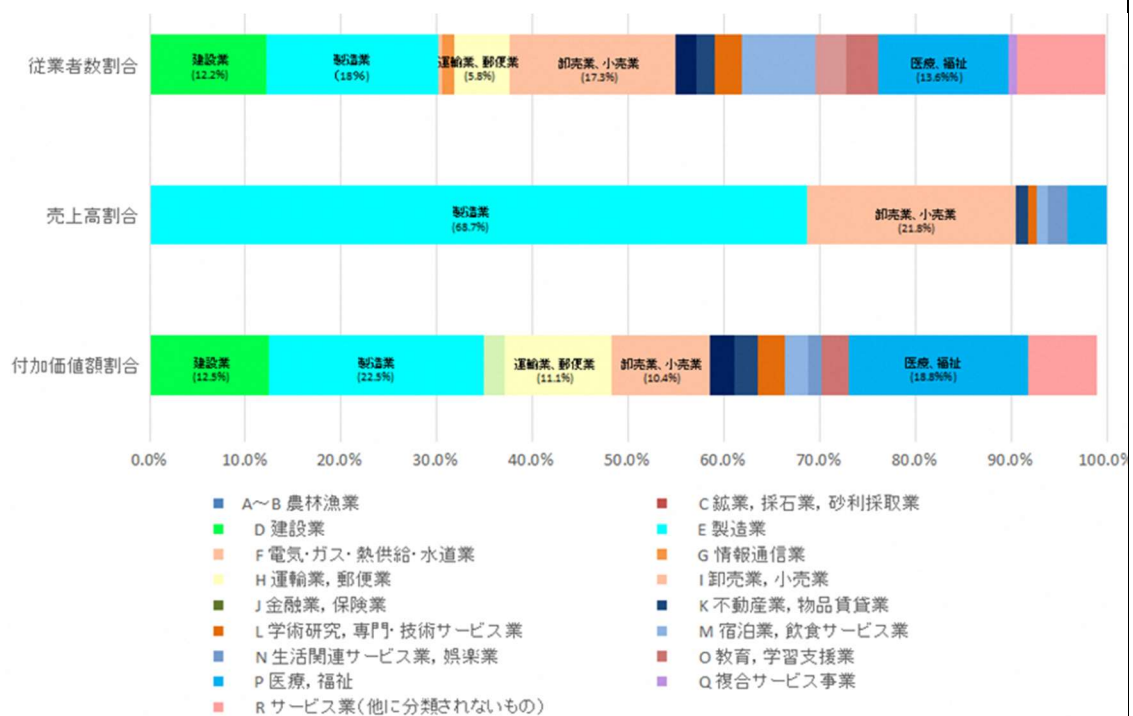


図4 室蘭市の全産業に占める製造業の雇用者数、売上高、付加価値額の割合(2016年)

(出典:2016年経済センサス-活動調査 確報集計(事業所に関する集計))

(2) 経済的効果の目標

1件あたり平均1億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を5件(成長ものづくり分野3件、環境・エネルギー分野2件を想定)創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で約1.4倍の波及効果を与え、計画期間を通して促進区域で7億円の付加価値を創出することを目指す。

7億円は、促進区域の全産業付加価値(1,550億円)の0.4%以上、製造業の付加価値(422億円)の約1.6%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	一百万円	700百万円	皆増

※室蘭市基本計画における現状の値は、新型コロナウイルス感染症等の影響により各承認地域経済牽引事業計画の実績値が算出困難であるため、記載しない。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が４，６１１万円（北海道の１事業所あたり平均付加価値額（令和３年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①地域の事業者との取引額が開始年度比で６．６％増加すること。
- ②地域の事業者の売上げが開始年度比で６．６％増加すること。
- ③地域の事業者の雇用者数が開始年度比で９．５％又は４人以上増加すること。
- ④地域の事業者の給与総額が開始年度比で９．３％又は２，０３０万円以上増加すること。

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

本計画では設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①室蘭市の鉄鋼業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野（航空・宇宙等）
- ②室蘭市の室蘭工業大学等の人材を活用した成長ものづくり分野（航空・宇宙等）
- ③室蘭市の先進的な「室蘭市成長産業振興ビジョン」の構想を取り入れた環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

- ①室蘭市の鉄鋼業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野（航空・宇宙等）

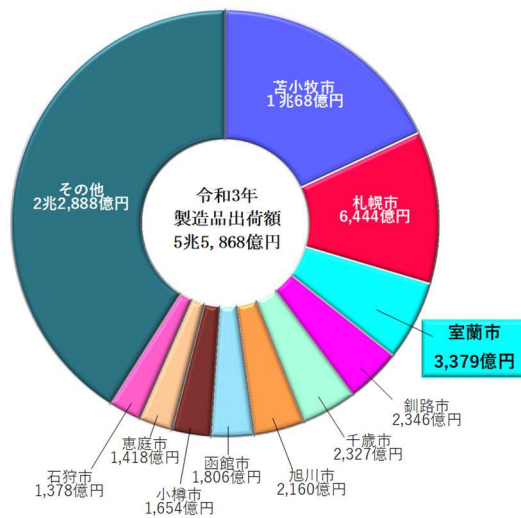


図5 北海道の製造品出荷額
(出典：令和3年経済センサス活動調査)

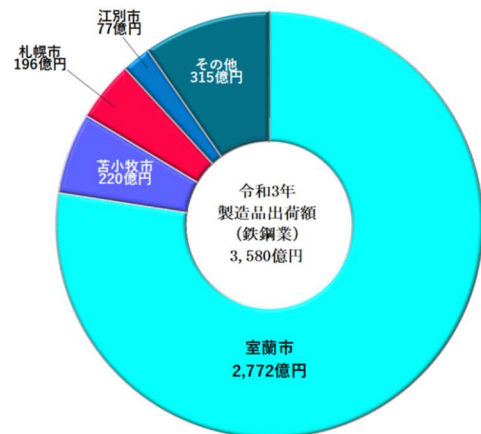


図6 北海道の製造品出荷額 (鉄鋼業)
(出典：令和3年経済センサス活動調査)

本地域は、日本製鋼所 M&E 株式会社、日本製鉄株式会社北日本製鉄所室蘭地区の二大鉄鋼メーカーを中心とする基幹企業と、その裾野に広がる金型、プレス、切削、熱処理等をベースとする精密加工、立体造形、表面処理、複合・新機能材料等の高度なものづくり基盤技術を有する100社超の中小企業群が集積している北海道地域を代表する工業都市である。世界に向けた特殊鋼拠点として、自動車関連のエンジン、足まわり、トランスミッション等の重要保安部品をはじめ、発電所向けロータシャフト等の大型製品製造など、特に鉄鋼業を中心とした産業構造となっており、令和3年製造品出荷額は北海道内第3位であるほか、鉄鋼製品出荷額においては全道の75%以上を占めている。(図5、図6参照)。一方、大企業に依存する従来の産業構造からの脱却を目指す中小企業の動きも活発化しており、近年では、これまで培ってきた技術をベースとして、航空・宇宙産業や水素関連産業参入に向けた研究開発など、地域内における新たな分野への挑戦が始まっている。

こうした中、市では平成30年以降、地方創生推進交付金も活用しながら航空機産業の参入に求められる国際認証規格 JISQ9100 や Nadcap の取得支援、航空機部品の試作品製造支援事業などを実施してきたほか、市内企業においては経済産業省関東経済産業局が主催する国内航空大手企業とのマッチング事業に毎年度応募するなど活発な動きが見られている。令和2年には市内中小企業5社から成る室蘭航空宇宙産業ネットワーク (MAS-NET) が組織され、機械加工や難削材加工、熱処理、非破壊検査等の高度

な技術をベースに各種展示会や商談事業などへ参加し、共同受注に向けた取組みを開始している。また、近年では大樹町を中心とした北海道内の宇宙産業の隆盛を背景に、室蘭工業大学がインターステラテクノロジズ株式会社と包括連携協定を締結し、次世代ロケットの開発に向けた共同研究を実施しているほか、MAS-NET 参画企業においてもロケットに使われる重要部品の製造を受注するなど、これまでの取組みが少しずつ実を結びつつある。

②室蘭市の室蘭工業大学等の人材を活用した成長ものづくり分野（航空・宇宙等）

本地域に立地する国立大学法人室蘭工業大学は、総合的な理工学教育の実施により幅広い教養、国際性、深い専門知識、創造性を備えた人材の育成を使命とし、日本のものづくりの基盤を支える人材を毎年800人以上輩出している。平成31年度には幅広い理工学系人材の育成を目指して工学部から理工学部へと編成し、全国でも数少ない航空・宇宙分野専門の教育を実施する「航空・宇宙工学コース」を開設。令和3年度には学生が開発した超小型人工衛星がNASA 飛行施設から打ち上げられ、宇宙空間での想定実験に成功するなど当該分野のスペシャリストとなる貴重な人材の育成を実施している。

さらに、同大では、「MONOづくりみらい共創機構」（旧CRDセンター）の設置により民間企業との共同研究を始めとする地域の産学連携を積極的に推進しているほか、ものづくりに関わる教育・学習支援、基盤技術研究等を目的として設置している「ものづくり基盤センター」では、切削加工、溶接、鋳鍛造等の設備を備えており、当該設備を活用した学生の実習や地域の小中学生等を対象にしたものづくり学習機会の提供など、将来のものづくりを担う人材育成にも力を入れている。

これらを強みとして、地域の中小事業者に対する技術シーズの提供、共同研究による技術高度化等の実績を有する豊富な専門人材の活用、さらには地域企業への人材供給等において、地域における航空機産業等の形成に向けた中心的な役割の発揮が期待できる。

このほか、周辺地域には、即戦力となる人材育成を目標とした日本工学院北海道専門学校等の専門学校や北海道立室蘭工業高等学校等の高等学校のほか、職業能力開発を目的とする北海道立室蘭高等技術専門学院があり、室蘭工業大学とともに地域産業に欠かせない人材供給拠点を形成している。

③室蘭市の先進的な「室蘭市成長産業振興ビジョン」の取組を活用した環境・エネルギー分野

室蘭市では、平成15年に「室蘭地域環境産業拠点形成実施計画」を策定して以降、環境産業都市形成のための取組を進めてきており、令和2年に策定した「室蘭市成長産業振興ビジョン」では、市内企業の技術や、本市がポテンシャルを有する再生可能エネルギー、未利用・副生エネルギーや水素エネルギーを活用し、需要に応じた供給を可能とするエネルギーネットワークの構築を目指している。

再生可能エネルギーの活用として、令和2年度には市内臨港部において国内最大級の本質バイオマス発電所が商業運転を開始したほか、水素エネルギーとしては平成27年度に北海道初の「移動式水素ステーション」と「燃料電池自動車（FCV）」を一

体導入して以降、現在ではF C V 2 台を公用車として使用するとともに水素事業周知の一環としてF C Vの市民向け貸出事業も実施している。さらに、令和4年度より地元企業を代表として採択を受けた環境省の「既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業」では市が所有する風力発電所で発電した電気から水素を製造し、既存のガス配送網で市内の水素需要家まで水素を低圧で安全に配送する実証事業を実施。製造から利用まで一貫した水素サプライチェーンの構築に取り組むなど北海道内における水素エネルギー普及拡大の先導的役割を担っている。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かして航空・宇宙等の成長ものづくり分野及び環境・エネルギー分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行う必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用することにより各事業者の参入ステップに対応した施策を切れ目無く展開し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域における強みの創出につなげる。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を規定しており、地域経済牽引事業に係る施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について減免を行う。

②工場立地法第4条の2の規定に基づく環境施設面積率の緩和

工場周辺地域との環境調和を保ちつつ、促進区域内における地域経済牽引事業の実施に必要な設備投資等を促進するため、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく市準則条例を制定し、環境施設面積率の緩和を行う。

③北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①公設試が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上に資するため、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が保有している技術情報、成果事例等に関する情報について、インターネット公開等を実施する。

②室蘭市オープンデータの提供

室蘭市は全国に先駆けてオープンデータを推進しており、平成29年7月にはG I S（地理情報システム）世界最大手の米国E S R I 社が世界30万以上の企業や政府

機関、自治体等から先進的かつ革新的なGIS導入及び活用によって社会変革に貢献した団体を表彰する「SAG賞 (Special Achievement in GIS Award)」を受賞した。また、国内においては、地方自治体のほか国立大学法人東京大学、日本アイ・ビー・エム株式会社、日本マイクロソフト株式会社等で構成するオープンガバメント推進協議会に平成25年より参画し、国内自治体における公共データのオープン化を促進している。

地域経済牽引事業の円滑な実施を図るため、今後も随時本市データのオープン化を進めるとともに、事業者からのデータ公開の提案があった場合は、下記(4)の相談窓口となる部署と連携して対応し、必要に応じて国等への働きかけを行うなど環境整備に努めるものとする。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課内、室蘭市経済部産業振興課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置している。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内関係部局と連携して対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①技術支援等

地域企業の技術力の向上及び参入促進を図るため、室蘭工業大学、公益財団法人室蘭テクノセンター（以下、「室蘭テクノセンター」という）の各機関が有する研究者やコーディネーターによる技術指導・相談、国の施策等を活用した研究開発の共同実施や販路開拓支援等を行う。

②省エネルギーの取組の推進

地域企業の競争力向上を図るため、エネルギーコストの低減に向けた取組を推進する。室蘭テクノセンターにおいては、コーディネーターが中心となり、地域中小企業を対象として省エネ診断、省エネ計画策定、省エネ設備対策、効果検証等に関する支援を実施してきており、当該ノウハウを活用して地域経済牽引事業の促進につなげる。

③人材育成・確保支援

成長ものづくり分野等における地域企業の継続的な事業実施体制を確保するためには、高度かつ専門的な知識・技術・経験を有する人材の確保・育成は重要課題であることから、室蘭工業大学及び北海道立室蘭高等技術専門学院等からの人材の安定確保を図るとともに、室蘭テクノセンターにおけるものづくり企業向け社員研修等の事業実施により人材育成を支援する。

④賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	令和6年度 (初年度)	令和7年度～ 令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置	運用	同左	同左
②工場立地法第4条の2の規定に基づく環境施設面積率の緩和	運用	同左	同左
③北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	同左	同左
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①公設試が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供	随時実施	同左	同左
②室蘭市オープンデータの提供	随時実施	同左	同左
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談対応	運用	同左	同左
【その他】			
①技術支援等	随時実施	同左	同左
②省エネルギーの取組の推進	随時実施	同左	同左
③人材育成・確保支援	随時実施	同左	同左
④賃上げ促進支援	随時実施	同左	同左

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、北海道が設置する公設試や産業支援機関のほか、本地域に立地する北海道・室蘭市等の地域自治体及び民間団体等が出資して設立した室蘭テクノセンター、室蘭工業大学など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を活かして支援効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人室蘭テクノセンター

当該財団は、地域産業の振興発展を目的として、室蘭工業大学はもとより、地方独立行政法人北海道立総合研究機構や公益財団法人北海道科学技術総合振興センター、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター等との連携により、技術・製品開発等支援、産学官連携支援、中小企業支援事業等を積極的に実施している。特に、室蘭工業大学とは業務提携契約を締結し、相互の協力のもとに緊密な連携を図りながら地域企業の技術力向上を推進している。

本計画においては、下記の事業の実施により地域経済牽引事業を支援する。

○技術・製品開発等支援事業

航空機・宇宙関連部品の加工等に係る新技術開発、事業化支援のほか、技術・技能習得研修支援、資格取得支援等を実施するとともに、国・北海道等の研究開発機関との連携による技術支援を行う。

○産学官連携支援事業

室蘭工業大学と地域企業との産学官連携を推進するため、技術検討会の開催、技術アドバイザーの派遣、展示会出展支援等を実施する。

○中小企業支援事業

地域5金融機関、室蘭工業大学、室蘭テクノセンターによる室蘭地域産業支援連携協定に基づき、地域企業の経営・技術等の課題解決にあたる。

②国立大学法人室蘭工業大学

当該大学は、本地域内に立地しており、理工学部2系学科、大学院博士前期課程3専攻、後期課程1専攻を整え、工学全般にわたり毎年800名を超える優秀な人材を全国に輩出している。

民間企業との共同研究や人材育成の窓口となるMONOづくり未来共創機構（旧CRDセンター）を関東以北で初めて設置するなど、産学連携による共同研究に積極的に取り組んでおり、地域自治体や地域金融機関等との連携を推進している。

環境省の「既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業」ではMHタンク及び水素吸蔵合金の性能・耐久性に関する評価の技術支援や環境経済学の視点に立った水素供給コストと技術的価値の評価支援などで先導的な役割を担っており、地域中小企業との共同研究開発、大学発技術シーズの展開等を積極的に実施している。

今後も共同研究・開発・技術支援・蓄積された研究成果の情報提供など技術的な面においても地域経済牽引事業への支援を行う。

③室蘭商工会議所

当該商工会議所は、大正13年11月に設立され、「商工会議所法」に基づいた特別認可法人であり、現在約1,800事業所の会員で組織されている。その目的は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することであり、地域商工業者の世論を代表する唯一の地域総合経済団体である。

商工会議所内には、中小企業相談所を設置し、経営指導員を配置、金融・税務・経理・経営・労働・取引・法律・その他の経営相談に応じるとともに、専門性の高い相談には弁護士、税理士、社労士、中小企業診断士等の専門家と連携し、その解決にあたっている。

また、地元企業の活用推進や販路開拓並びに地域の需要拡大に向けた事業展開を図るとともに、室蘭工業大学をはじめ地域の関係機関等と連携した人材の確保・育成事業の推進等、地域企業の経営の安定・強化に向けた取組みを推進している。

上記により、これまでに構築してきた経営に関するサポートや相談体制の一層の充実並びに個々企業への営業力強化等に向けた事業の充実を図り、地域経済牽引事業の支援を行う。

④地方独立行政法人北海道立総合研究機構

当該法人は、北海道民の生活向上や北海道内産業の振興を目指して、農業、水産業、林業、工業等の各分野、地域における課題等に対応した研究開発を行い、その成果を地域に還元することを目的としている。

札幌市に立地する産業技術研究本部工業試験場においては、地域産業の高度化及び新産業・技術分野創出を促進するため、地域企業との共同研究開発、技術支援、技術者養成、技術情報提供を行っているほか、機械加工、試験・分析、検査等の多数の設備を開放し、地域中小企業の技術開発を支援している。

また、同じく札幌市に立地する産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所においては、環境問題に総合的に対処する機関として、地域環境の保全等を目的とした調査研究及び技術支援を行っており、資源の有効利用や循環型社会実現に資する取組として、下水汚泥由来水素の製造・利用実現可能性調査等のリサイクル関連の調査研究も実施している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

事業者が新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。地域経済牽引事業の活動においては環境保全に留意し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、これらの多様な

野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないように実施する。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めると共に、警察、学校、住民、企業の積極的な連携の下、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置するなどにより歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備に努めるとともに、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入する箇所や交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。

（３）その他

PDCAサイクル確立方針

PDCAサイクルの確立にあたっては、基本計画の実効性を担保するため、毎年度、室蘭市と北海道において基本計画の進捗状況を取りまとめることとする。

具体的には、地域経済の状況及び地域経済牽引事業計画の実施状況、地域経済牽引事業への支援措置等、基本計画の進捗状況に関するとりまとめを行うとともに、国の求めに応じて報告するものとする。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では土地利用の調整を行わない。

１０ 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和１０年度末日までとする。

「基本計画」に基づき法第１１条第３項の規定による同意（法第１２条第１項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第１３条第４項の規定による承認（法第１４条第３項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。